

議会運営委員会

平成31年1月25日（金曜日）午後1時30分開会

出席委員（8名）

委員長	吉成伸一	副委員長	相馬剛
委員	森本彰伸	委員	佐藤一則
委員	大野恭男	委員	鈴木伸彦
委員	齋藤寿一	委員	中村芳隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	君島一郎	副議長	山本はるひ
----	------	-----	-------

出席議会事務局職員

事務局長	石塚昌章	議事課長	小平裕二
議事課長補佐 兼庶務係長	田野恵子	議事調査係長	関根達弥
主査	室井良文		

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項
 - (1)取組実行計画について
 - (2)文書質問の運用ルールの検討について
 - (3)議会だより編集委員会と議会報告委員会の統合の検討について
 - (4)新たな特別委員会の設置について
 - (5)その他
4. その他
5. 閉会

開議 午後 1時30分

◎開会の宣告

○吉成委員長 皆さん、こんにちは。

議会運営委員会ということでお集まりをいただきまして、大変にありがとうございます。

◎委員長挨拶

○吉成委員長 先ほど雑談で大野さんと話しているときには、非常にインフルエンザがはやっていると。家の孫なんかも昨年は、今のところまだ大丈夫なので、ただもう既に学級閉鎖もあるし、議員の中でもなった方もいらっしゃいますので、ぜひですね、私も副委員長も以前かかってですね、ひどい目に遭ったことがありますので、ぜひ皆さん注意していただければと思います。

本日の協議事項も幾つもありますので、皆さんのご協力いただきながら少しでも結論を早く出せるような協議をしまいたいと思いますので、何とぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎協議事項

○吉成委員長 それでは、協議事項の(1)に入りたいと思います。

(1)取組実行計画について。

皆さんのお手元に資料を配付させていただいております。A3の資料になっています。この資料をこの後詳しく説明をいただきますが、今回の一番右側にありますように取組と書いてありますが、ナンバー1から、今回は12までなっていますが、実際にこの取組事項としては24あるわけです。こ

のうちの今回は12について、このような形で、アウトカムにしてもアウトプットにしても、そうしたらどうでしょうかということで提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、関係係長、説明をお願いいたします。係長。

○関根議事調査係長 それでは、説明させていただきます。

お手元にありますA3横の資料を見ていただければと思います。

今回、皆様に前回の議運でお示しましたとおり、平成29年度につきましては成果指標として、いわゆるアウトプットもアウトカムも混ざった形で設定していたものを議会の取り組みであるアウトプットと市民に与える効果でありますアウトカムのなとところに整理したらどうかというふうな流れの中で、先ほど委員長からもありましたとおり、正副委員長・事務局（案）というふうなところを議論のたたき台としましておつくりした次第でございます。

今回ご議論いただきたい点が大きく3つございます。1つは青いところ、議会の取り組みというふうなところの評価の仕組みについて少し工夫をしてみましたので、そのところ。それと、青いところのアウトプットの項目そのもの話。それと、アウトカムの項目そのもの話。大きくこの3つについてご議論いただきたいな、そんなふうに考えてございます。

それでは、具体的な説明をさせていただきます。最初に申し上げた評価の仕組みというふうなところでございます。

前回、今年度完了しました議会基本条例の検証の中で第三者をお願いしました中村健先生のほうから、シート自体はよろしいけれども、何で70点

なのか、何でAなのか、Bなのか、Cなのか、そのところがちょっとわかりにくいんじゃないかというようなご指摘をいただいたところでございます。

それを受けまして、今回はこの議会の取り組みという青いところの隣に目標値、それから配点というふうな欄を設けてみました。

具体的にご説明を申し上げます。

まず一番上の項目で申し上げますと、会議等の公開というようなものが具体的な項目になっております。その中で成果指標としては、29とほぼ同様に会議の公開、それから会議録のウェブ公開というふうなところをアウトプットとして上げてみました。

これを評価するに当たって、目標値として、これは両方とも100%実施することが望ましい姿だろうというところで、目標値に100%というふうにして、さらにこの項目ごとに、項目前に、今回12項目出したわけですが、項目前に100点方式でその成果といたしますか、評価をしよう。それぞれに50点という配点を加えまして、会議の公開が100%行われれば50点、会議録のウェブ公開も全てできましたら50点ということで、合わせて100点というふうにしてはどうかというふうなところでございます。

少し先の話をしていたしますと、それぞれに100点を項目として配点してございますので、24項目合わせますと2,400点になりますが、それだとわかりにくいので、最終的に出すときには平均をとるなり、100点換算をするなりして、最終的に全体的な議会の取り組み点数としては80点だよ、90点だよ、そんなところで出していければな、そんなふうにご覧いただけます。

次に、市民に与える効果、赤いところにいきますけれども、先ほど申し上げたとおり、議会の公

開ですとかウェブ公開ははっきり当然わかるわけですが、それを議会基本条例にもうたっています開かれた議会にどうつなげていくかという中で、アウトカムとして考えるべきところは、例えばですけれども、アンケート調査をやって、もしくはモニターさんに評価していただいて、結果として、その評価が開かれた議会が実現していると感じる方の割合がふえていくとか、何%以上になるとか、そういったことがアウトカムとして設定すべき事項であり、数値目標とするべきところかなというふうなところを考えてみました。非常にこの赤い部分は難しいところでした、前回は申し上げたとおり、このアウトカムの中にもいわゆる中間成果、それから最終成果なんていう、この後もう少し説明させていただきますけれども、物の本によってはさらに細分化していくようなものもありますが、今回はそこまで細分化しないで、中間成果、最終成果、入りまじっておりますけれども、ひとつここで大きくアウトカムというふうな整理の仕方をしてきたものでございます。

次に、次の項目でまたご説明させていただきます。

次は、傍聴環境の整備ということで、今回もう一つ、実は新たに欄を設けてみまして、これも物の本によれば、事務事業評価をやる際には、それから目標を設定する際には、できるだけ対象を絞り込んだほうがいい。民間でいえばマーケティングというふうなところになるのかもしれませんが、議会傍聴の環境の整備といったときにも、単に市民というだけではなくて、傍聴に来たことのない方というふうな各自の取り組み、それから、実際に傍聴に来た方、来たことがある方というふうな分け方もできるのかな。これは提案でございしますが、こんな形も例として挙げてみたというふうなところでございます。

さらに、この傍聴に来たことのない市民というふうな対象の中では、今までやっていたポスター掲示による周知が定例会4回、これが10点。その下に②番として、これは今までやったことないので、隅つき括弧で新規というふうに表示していますが、定例会の開催について、みるメールでお知らせしてはどうかというふうなところも書いてございます。それにつきましても、定例会4回分につき10点。例えばこれが2回分しか結果的にやらなかったねということになれば、4回やるという目標値に対して実績が2回ということであれば、50%の10点ですから5点というふうな配点になってくる、そんなふうを考えてございます。

それから、③番として、議場コンサートというふうなところに30点と、こう大きく配点しました。

この目標値と配点については、あくまで例として例示したものでございますので、最初に申し上げたとおり、アウトプット項目の検討という中で、目標値としては何%、80%じゃないかとか50%じゃないかとか、それから配点はこっちにもっと傾斜すべきだとか、そんなところも含めてご議論いただければ幸いに思います。

傍聴の環境の整備でいけば、一番右の①にありますとおり、傍聴者数というふうなところである程度のアウトプットというふうなところが図られるのではないかと考えております。

この傍聴者数〇〇人としておりますが、これも前年度並みが目標としていいのか、前年度プラスアルファがいいのか、そんなところについてもご議論、ご検討いただければと思ってございます。

一方、その下の傍聴に来たことがある市民、それから来た市民につきましては、現在も進めています傍聴受け付けの簡略化というところを実施していますので、例えば20点、バリアフリー対応にしていますのは、バリアフリー対応につきまして

は車椅子は入れますが、新庁舎の中で検討もされています聴覚障害者の方の対応ですとかでいうと、対応がしていないということですので、例えば実施というところについても50%なので、50%掛ける20点で10点とか、そんな評価の仕方になってよいかと思ってございます。

傍聴へ来たことがある、もしくは来た市民につきましては、傍聴者アンケートなんかの中に、また傍聴に来たいかというふうな項目を新たに設けて、それをアウトカムにしてはどうかというふうなご提案でございます。

以下同じように29の成果指標を参考にしながら具体的な数字等も入れてございますが、最初に申し上げたとおりあくまでたたき台というふうなことです、ご検討いただければと思います。

その中で幾つか新たな取り組みを今回掲載してございますので、それを中心に少しご説明させていただこうと思います。

新たな取り組みとしまして、上から7番目、取り組みナンバーでいうと5番です。一番上の取り組みナンバーでいうと5番です。

この中の参考・対象の中で、市民（例として子育て世帯）というふうに書きましたとおり、実際には市民というふうなことになるでしょうけれども、特に意識してこの世帯についてやっていこうとかというふうな目標設定の仕方もあるのかなという、これもあくまで例でございます。

その中で、③に掲げましたとおり、スマートデバイス、スマホ、タブレットでウェブ中継されたものを閲覧できるようにすること。それから、今回、市民に当たる効果のところアンケート、アンケートと何回も申し上げていますが、それ自体、今までやってございませんので、前回の取組項目の整理の中で出てきましたとおり、議会モニターですとか抽出アンケートと、それから中村先生の

ご指摘にもありました市役所の職員のアンケート、そんなところも検討していったらどうかというふうなところを新規事業として入れてございます。

それと、PDC Aサイクルシートにも書きましたとおり、6番にはSNSを含めた新たな発信媒体の検討というふうなところを入れてございます。

それと、新規事業としましては、取組ナンバーの7番ですね。参考人及び公聴会制度活用ガイドラインの作成検討ということで、現在は参考人、公聴会を行うに当たって、必要な場合というふうなことで運用されていると思いますが、これにつきまして、何かしらのガイドラインを設けてはどうかというふうなものでございます。

同じように8番、議員間討議につきましても、②に新規というふうに書きましたとおり、対象テーマ、意見の集約方法、手順の明確化等々、これもPDC Aサイクルシートの検証で出てきています内容を検討するというようなことも載せてございます。

これにつきましては、少し補足説明をさせてもらえればと思うんですが、13番以降に出てきます一般質問もそうなんですが、この評価をする場合の目標として、例えば一般質問なんかでいうと、一般質問の数がふえたから、それは取り組みが進んでいると言えるのか。議員間討議も多ければ進んでいると言えるのか。この後も出てきます文書質問も、やれば進んでいると言えるのか。いや、そうじゃなくて必要がなかったからしなかったんだというのは評価が低いのか。非常に評価をするに当たって悩ましいポイントが出てまいりました。

この中で、例えば議員間討議については、イメージとしては市の執行部で最高の決定機関であります庁議等規則というのがございまして、その中で計画ですとか新規事業、それから他団体との協定等については幹部が検討して結論を出しますよ

というふうにしてございますので、議会側においても、先ほど申し上げた例えば計画ですとか新規事業、他団体との協定なんていうものは、ここは最低限議員間討議をやろう、そんなルールをつくれば、例えばことしそれに該当する件数が何件ありました、それに対して議員討議が何件できましたという形で評価する基準がよくできるかなというふうなメリッもありますことから、そんなことを検討してはどうかというものがこの部分の説明でございます。

それと、この後ご検討いただきますが、取組番号の10番でいうところの文書質問ですね。

それからもう一つ、11番、これもちょっと項目をつくるのが悩ましいところでして、11番については全体の福祉向上という中で、全ての議員が一部の市民団体、地域に偏らないよう意識して活動していくことなんていうふうなところを29年度は掲げました。これをどう図るのかというふうなところでございます。

先ほど来お話ししているとおおり、アウトカムのほう、赤いところにつきましては、やっぱりアンケートをとった中で、市民の皆さんが議会、議員というふうなところをどう見ているかというようなところになると思いますが、それ以外の前段の自己評価については、今申し上げたとおり、まさしく自己評価する以外なくて、例えば年に1回、新規に掲げましたとおおり、議員全員アンケートみたいなものを作って、その中で、例えばですけども、80%の議員の皆様が偏らない全体の活動しているよねという評価すれば、アウトプットについては丸と、Aなり、Bなりというふうな評価をしていけるんじゃないかということで、一つの提案として書かせていただいたところでございます。

それと、最後にもう1点だけご説明させていただきます。

取組番号の7番のところの①には新規で、先ほど申し上げたとおりなんです、その下、②参考値というふうに括弧したものがございます。これにつきましては、先ほど来申し上げていますとおり、実績があったからいいのか、実績がないのは必要がなかったからじゃないのかというふうなところの合理性をとるために、例えば活用件数として、目安として3常任委員会で1回ずつはやりたいうねというふうな目安は立てるものの、先ほど来申し上げているとおり、必要性がない場合も考えられますので、点数化するのは無理だろうというふうなところで、目標値は3回としましたが、配点はバー、得点は入れないよというふうな仕組みにさせていただきます。

そんなところを組み合わせた中で、まず第一弾の目標と、それから目標値と配点と、ご検討いただければ、そんなふうな思いで正副委員長とつくらせていただいたものになってございます。

説明は以上です。

○吉成委員長 ありがとうございます。

本当にこれは事務局、係長、室井さん、2人で検討していただいて、私と副委員長のほうは見させていいただいて、多少の意見を述べたという感じなんです、本当に改めて今、皆さんも説明聞いてわかると思うんですけれども、アウトプットの部分の表現というのは本当に難しいなど。捉え方によっては、もう全然違う捉え方する人もいるでしょうし。じゃ、どう表現したらいいのと聞かれると、なかなかそれが具体的に、こういうふうに表現したら点数こう出しやすいんじゃないのという、それがあれば一番、皆さんから出していただければ、それにこしたことはないんですが。やはりここで全てを出して協議しようというのはちょっと無理ですから、今回このような形で。

前は参考として、議会報告会のこの3の部分、

ちょっとだけ数字を入れさせていただいたわけですが、今回はもう具体的に、ここに書いてあるように、対象、そして議会の取り組み、アウトプットに関して、それぞれ今度は評価項目まで入れました。それを目標数値と配点という形に分けて入れています。これができ上がって初めてアウトカムの方が、その後1年間やった中で、当然出てくるわけですので、ここが非常に大切になるわけですね。

きょうは1から12ということで、ただいま係長から説明いただきましたので、この中でちょっと確認をしたいとか、仮にこういうふうな項目をつくって、こうやると、またここが生きてくるんじゃないとか、そういったご意見があったらお願いしたいと思います。

ただ、今ぱっと資料を見てすぐ浮かぶかという、これは難しいと思いますので、最終的には持ち帰りをしていただいて、協議をしていただいてという形に、この後説明させていただきますが、そのようにしたいと思います。

今ぱっとこう目を通した中で何かございましたらお願いしたいと思います。

どうですか。

山本副議長。

○山本副議長 取り組みのナンバー9のところなんですけれども、質問とか質疑の一问一答というのはもうかなりやっていて、定着をしていると思うんですね、私としては。中身ではなくて、このアウトプットが質問、質疑の一问一答方式での実施ということになると、ほぼ100%だと思うんですね。アウトカムが、議論がわかりやすいと感じる市民の割合というふうにあるんですけれども、例えばその下の10のところだと、文書質問の実施というのはほとんどやっていないというようなことで、この項目に差があるんですが、私としては、

この一問一答というようなものはもうでき上がっていて、やり方にはいろいろあると思うんですが、こういうものをここに入れることの必要性がよくわからないんですけれども。

○吉成委員長 それちょっとそもそも論になってしまおうと思うんですね。我々が議論をスタートするに当たって、さまざまなシートがあったわけですが、そのシートの一番基礎となったシートというのが、その前にありますよね。大項目、中項目……

○山本副議長 具体的項目。

○吉成委員長 具体的項目、こうありますよね。それを全部、その他まで4つ分けて、すくい上げた中で、当然こういうこのPDCAサイクルシートが全部できたわけですから。それをここに全て当てはめてつくり上げたわけですね。

ですから、指標としては、これは私は見て、あのとおりに入れていくと全て入るものだと思うんですね。ただ、今、山本副議長が言われる、じゃ、アウトプットとして、表現としてこういう表現でいいのかという議論だと思うんです、そこはね。そこを違う表現していただけるとありがたいなと思います。

もし補足があれば、係長、お願いします。

○関根議事調査係長 今おっしゃっていただきましたとおり、第1番目の項目の本会議の公開率100%ございますと、それはそうだねというところはあると思います。ただ、議会の自分自身の振り返りをしたときに、当たり前のことをできたというのは、それは評価する必要がないのかというと、あるというふうな考え方もあると思いますし、そうじゃなくて、今できていない少し高い評価項目を掲げるべきだという、いろんな考え方があると思う中で、今の中ではそれらが、おっしゃられるとおりのいろいろ混じってはおりますが、

これは毎年度フィードバックし、また目標を立てるという中で少しずつよりよい項目にしていくよう検討していただければ、そんなふうに考えておるところでございます。

○吉成委員長 いかがでしょうか。

○山本副議長 そこはわかりました。

そうすると、議会の取り組みの部分が、例えば質問、質疑の一問一答方式での実施というだけでは、ここはずっと、だから100%になりますよね。100点ということ。だけれども、アウトカムの中で、議論がわかりやすいと感じる市民といったときには、一問一答でやったからといってわかりやすいわけではないですよね。その辺のところ、私の言い方が悪いのかな。

○吉成委員長 結局この部分というのは、議会の取り組みというのは我々自身の取り組み、そもそもね。そして今度アウトカムというのは、それによって市民にどういった効果を与えたか、そして、その効果を知るためにアンケートをとるわけですよ。ということは、アンケートをとった結果が我々が考えているのとは乖離があって不思議は全くないわけですよ。

だから、そこで取り組み自体がまたPDCAサイクルの中で、アクションの部分を変えなければだめだね、目標だから変えようねというふうになって、次の検証のときに生きてくるという形になるんだと思うんです。そのためにこのシートというのを今、取組実行計画自体をつくっているということですから。

今後この議会の取り組みに関しても、それから市民に与える効果に関しても、参考の対象にしても、それから数値にしても、配点にしても、当然議論をそれぞれの場でやっていただいて、次の機会に、今みたいにお話もいただきながら、また詰めていこうとはもちろん思いますが、つくった現

在の状況としての説明としては、先ほど係長、私が少しお話をしたことでつくっているというところはご理解いただければと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、次回の議会運営委員会については、2月8日を予定しております。これは全協の行われる日で、その日の全協は、これまでも2月の全協というのは午前中開催されていたという経緯がありますので、ちょっと早い時間で8時45分から開催となりました。ですので、2月8日に意見の集約、協議を行いたいと思いますので、1から12まで、それぞれ皆さん会派等で協議をしていただいて、持ち寄ってまた新たな、ここで協議をしたいと思いますので、お願いします。

その際には、13以降のたたき台も、今度は2月8日にお示しをさせていただきたいと思います。

このような形で今後進めますので、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形で進めさせていただきます。

それでは、続きまして(2)の文書質問の運用ルールの検討についてを議題とさせていただきます。

それでは、皆さんのお手元の資料をごらんになってください。

文書質問の運用ルールの検討について。

ここに四角で囲まれている部分は、もう以前、1月10日の議運の際にお示しをさせていただいたものです。もう一度簡単にそれぞれ確認をしていきたいと思います。

(1)質問の役割、機能の整理ということで、質問は原則として、当然ですけれども、議会中に一般質問より行うと。ただし、緊急性等がある場合には、議会中に動議により緊急質問を行う。なかなか

かこういった経緯は少ないですけれども。

それから、緊急性等があるにもかかわらず、会期中でない、または回答、答弁に時間を要する等の理由で緊急質問ができない場合に補完機能である文書質問を行う。

ですから、その下で、(2)質問は、許可される期間ということで、非常に緊急性が高い、最も緊急性が高いのが文書質問ですよという、この表というか、図でわかっていただけだと思います。

それから(3)文書質問の必要性、リアリティーの検討ということで、必要な場面と、それから具体的な事例ということで、このような形でお示しを前回はさせていただいています。

文書質問のデメリットということでは、やはり他の議会であったように、矢印がありますけれども、乱用と、乱発してしまうということでは、行政としても非常に困る、危惧する可能性があるというのがデメリットとされています。

ここからがきょう具体的に皆さんと協議をしていただいて、決めていきたいと思います。

それでは、2の具体的な運用、ルールの検討ということで、係長のほうから説明をお願いします。係長。

○関根議事調査係長 それでは、ご説明させていただきます。

今、委員長からありましたとおり、1につきましては、今までの議論の中で皆さんのほうにご議論いただき、この方向でということでご決定いただいたことと思います。

他市町のこういったルールを調べていく中で、大きな流れとして2つのルールがあって、1つは文書質問を会派に割り当てられた一般質問時間が少ないとか、回数がないという中で、そういったものを解消する手段としての文書質問の位置づけ。それからもう一つは、今ご説明ありましたとおり、

あくまで限定的に緊急性が相当高いものについてのみ限定的に認める文書質問の位置づけと、大きな二パターンがあるかと思います。那須塩原市議会におきましては、これまでの議論の中で、後者の極めて限定的に補完機能として扱うよというふうなところで、その必要性、リアリティーがあるだろうというふうな判断をしていただいたところかと思いますが。その文脈の中でルールについて検討をさせていただいたところでございます。

今後これについては、他市町の例を見ますと、規定であったり要綱であったり、ガイドラインであったり要領であったり、いろんなパターンがありますが、それにつきましては技術的なこともありますので、例規担当のほうと今後相談するなりして、適切な形をとろうと思うんですが、その大前提として、内容についての骨子をご説明させていただき、ご議論していただければ、そんなふうに思っております。

それでは、2番の具体的な運用ルールの検討についてからご説明させていただきます。

(1)番としては、文書質問ができる人ということで、議員というふうにしてございます。その考えた視点が波線部に書いてある、そんなパターンで資料はつくってございます。こちらにつきましては、議会基本条例を踏まえたものということでございますが、当たり前のことのように、他市町の例を見ますと、正副議長及び監査委員は認めないというふうな運用の仕方をしているところもありますので、そこを基本条例どおり扱いますよということを明確にするために、あえて記載したものが(1)番でございます。

(2)番、文書質問ができるとき、これも波線部にありますとおり、基本条例の規定を踏まえ、会期中、または閉会中にかかわらず可能としたものでございます。

後ろのページにいただきまして、このところが議論の肝になってくる部分の一つかと思いますが、(3)番、文書質問ができる対象の内容ということで、これも最初に委員長にご説明していただいたとおり、波線にありますとおり、その役割、機能ですとか、必要性を那須塩原市版で考えた場合にはということで捉えております。

①番として、市が関与する重大な事件、事故、②番として、市内で発生した大規模な災害、③番として、その他市民生活、市政運営に重大な影響を与え、緊急の対応が必要なもので、それらを満たすものであって、内容は一般質問と同程度とし、趣旨が理解できるよう具体的に記載というふうの内容を考えてみたところでございます。

なお、この重大な、それから大規模な判断基準はなかなか一概に基準を申し上げられませんので、基本的にはこの例により判断していくものと思いますが、おおむねの考えとしては、イメージとしては、四角に囲みましたとおり、重大なというふうなことであれば、性質や状態が通常範囲を超えている極めて重要なもの。それから大規模といえば、仕組みや構造が大がかり、そんなイメージで捉えておりますが、あくまで最終的にはケース・バイ・ケースというふうなことになってこようかと思っております。

それと、(4)番につきまして、文書質問ができる回数等ということなんですが、ここは2つのパターンを、2つ並列で例示させていただきました。

パターンAとしては具体的な基準、例えばですけども、1人当たり年に4回までかつ1回当たり2件までとしているようなケースがございます。そのほかに努力基準として、大量の文書質問で執行部の職務に支障が生じない配慮というだけの基準を設けている場合もございます。あくまでこれは視点として、波線にありますとおり、デメリッ

トとして整理されております乱用を防止するというふうな視点で、どちらがいかというふうな部分をご議論いただければ、そんなふうに思っております。

それと(5)番につきましては、文書質問の手續というふうなことでございます。

波線にありますとおり、1から3につきましては、議員の文書質問を議会活動とするためのプロセスを定めてございます。順番に説明させていただきます。

まず手續の①番としましては、文書質問書の提出ということで、議員から議長へというふうなことになります。それを受け取った議長は、②番にありますとおり、文書質問書の審査ということで、必要性、妥当性、時期、そんなところを踏まえて審査していただくことになります。

認められればそのまま次のステップに進んでいくわけですが、認められない場合も現実的には考えられます。そのような場合には、注の(1)にありますとおり、適当でない場合には提出議員から異議があれば、議会運営委員会に諮問する、そんな仕組みを考えてございます。

そうでない場合、通常の場合は、③にありますとおり、適宜適切なものであると認めたときには、それを執行部に提出し回答を要求する手續に進んでまいります。

④につきましては、今後執行部と調整する必要がありますが、文書質問書による回答が来るというふうな中で、時期的なもの、ここでは例として、受理からおおむね2週間以内というふうに書いてございます。この2週間以内というのは、考え方としましては、今回の文書質問があくまで緊急の対応を尋ねるというふうなところでございますので、3週間や1カ月というふうなところでは悠長だろうと。ただし、一般質問と同じく、市

長さんの答えというふうなことになるれば、執行部内の手續として1週間では短すぎるだろうということで、このぎりぎりのバランスを考えたのがこの2週間程度というふうなところでお示したものでございます。

それともう一つ、根拠となりますのがこちらの2にありますとおり、文書質問回答書に対する文書質問は行わないということで、いわゆる再質問を禁止したものでございます。実際に再質問となりますと、仮に④番の2週間以内というふうなところを前提にした場合に、議長さんのところで何日か手續にかかるとしても、早くて2週間で進んで戻ってくる。さらに質問すると、またそこから2週間ということで都合1カ月以上かかってくるようになります。そうなりますと、そもそもの前提である緊急時というふうなところが、趣旨が損なわれますので、そういった意味でも再質問はしないというふうな規定が必要だろうというふうにしたものでございます。

最後に、(6)、(7)につきましては、一般質問と同様、写しを皆様にお配りしますとともにホームページに掲載すること。それから、その他については、見直しは市長等と協議し、議会運営委員会で行うこと。その他、タブレットの運用基準でもそうでしたが、委任事項として、必要な事項は議長が別に定めるよう、そんなふうにしたところでございます。

以上でございます。

○吉成委員長 ありがとうございます。

それでは、具体的な運用ルール2、検討の(1)から順次決めてまいりたいと思いますので、お願いいたします。

まず(1)の文書質問ができる人ということで、今回議員と。先ほど説明があったとおり、他議会においては議長、副議長、そして監査委員に関しま

してはこの文書質問ができないとうたっていると
ころもあるということですが、当議会においては、
もう議員ですから、全員ができるということにし
たいと思いますが、よろしいですか、これで。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形にさせていただきます。

続きまして、文書質問ができるときということで、
これはもう議会基本条例の中でうたっていて、
会期中、会期外ということになっていますので、
当然そのまま運用どおりとさせていただきますので、
お願いいたします。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、(3)の文書質問ができる対
象内容、説明いただいたとおり①から③それぞれ、
それに対しましても重大、そして大規模なという
ことで説明も入れております。

ここで皆さんのほうからご意見がありましたら
お願いいたします。

重大、それから大規模、明確にこうだとは当然
言えませんので、先ほど係長の説明にもありまし
たように、ケース・バイ・ケースというときも当
然これはね、あるんだと思いますので。そこは言
葉として表現した場合にはこうだということで、
ぜひご理解いただきたいなと思っています。

森本委員。

○森本委員 この重大とか大事件とかあるとは思
うんですけども、これを判断するのは議長がとい
うことでよろしいのでしょうか。

○吉成委員長 それは、今度は文書質問の手續のほ
うに入って行ってですね、そこの判断は当然、議
長がということになっていますが、そこではねら
れた場合には議運でということにはなりますので。

まずは、ここは対象内容ということでちょっと
ご議論いただければと。

○森本委員 はい。

○吉成委員長 このような形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、(4)のほうに移らせていた
できます。

ここでは、A B、2つの例を、例というか、挙
げているわけですが、例えば具体的に年何回と決
めるような方法がいいのか、それとも当然(3)であ
ったように、重大な事件であったり事故、そして
大規模な災害が年4回ありますよとか、年3回あ
りますよということはある得ないわけですよ。な。
それを考えた場合には、ちょっと余り明確にはで
きないわけですよ。

そうすると、努力基準的なこのB案として、文
書質問で執行部の職務に支障が生じないよう配慮
するという、こういった表現にしたほうが、我々
正副、そして事務局とすり合わせをした際には、
こちらのほうがいいんじゃないかというような意
見にはそのときはなっただんですが、いかがですか。

〔「それでいいです」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。じゃ、Bというこ
とにさせていただきます。

それでは、(5)の文書質問の手續ということで、
①、②、③、④という、こういう形になっており
ます。

それでは、確認していきましょう。

①文書質問の提出は、議員から議長に提出する
ということよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そして、文書質問書の審査というこ
とで、これも基本的に議長が行うということにさ
せていただきたいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そして、③で先ほど森本委員のほう

からもありましたが、仮にこの文書質問については認められないと、議長が。そういう判断をした際には、今度は、適当でないといった場合には、その議員の異議があった場合には、議会運営委員会に申し入れをできるという形で、これは議長のほうから諮問が、もちろん議会運営委員会のほうにあるというのが大前提になりますが。そういった、少し融通がきく、そういう項目としてこれは入れさせていただいております。

このような扱いにさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、④文書質問の回答についてです。市長から議長のほうに戻ってくるのにおおむね2週間程度。これは本当は執行部との打ち合わせを今後してみないと、明確にこれだとは言えませんけれども、これまでの経緯からすると、このぐらいかかるんじゃないかということで、ここでこうしております。

それから、その答弁が戻ってきたと、文書で戻ってきました。それに対してもう一度質問したいと、言うなれば再質問ということですが。それは必要ないでしょうと。必要ないというよりは、緊急性がもう失われていると思うんですね。2週間かかって戻ってきて、それに対してまた再質問するのに、答弁が戻ってくるとなると、同じように考えればまた2週間、4週間も。ひょっとすると次の議会が始まっているなんていうことまで考えられますので。そこは必要ないだろうということで、この④はこのような形とさせていただいております。

それから、四角にくくった部分も見ていただくとよくわかると思うんですが、このような形にさせていただいております。

④もこのような形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 再質問はないということでもいいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形をとらせていただきます。

それでは、6ですね。6の記録及び公表ということで、当然であります。文書質問、それから回答については、全議員に配付をします。それから、ホームページで公表もしますよと。

(6)もよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このようにさせていただきます。

(7)その他ということで、実施方法の仮に見直しがあるような場合には市長と協議し、それから議会運営委員会に諮って行くと。それから、②のほうですが、このルールのほか文書質問について必要な事項は別途議長が定めるという項目にしています。

(7)のその他についてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 ありがとうございます。

では、今回の案として出させていただいたものを、これはあくまでもこういった箇条的にしていますので、実際にこれは条文にしていかなければいけないので、その作業は我々と事務局が行って、今後お示しをさせていただきたいと思います。

ただ、これもですね、会派に持ち帰って本当はじっくり決めていただくということも必要だとは思いますが、この後ですね、我々は答弁をもらわなくちゃいけない立場ですので、執行部と打ち合わせ等がないと、現実的にはこれ明確にはちょっとできないんですね。それがもう少しですね、余りこうだからやってよというわけにもいか

ない。ひょっとすると協議自体が1回じゃ済まない、2回、3回ある可能性までありますので。その辺も考慮していただいて、本来は会派のほうに持って帰っていただければいいとは思いますが、今この場で全て了解いただきましたので、今後は我々正副、そして事務局と条文自体を作成して、また打ち合わせ等もやりながら、次の機会、その後になりますかね、お示しをさせていただくということでもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形をとらせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、(3)のほうに移ってまいりたいと思います。

議会だより編集委員会と議会報告委員会の統合の検討について。

これは前回の1月10日の議運の際に資料として皆さんにお示しをさせていただいております。

きょう皆さん、資料をお持ちですかね、前回の。1月10日の際に議会だより編集委員会と議会報告委員会の統合の検討についてという資料を皆さんにお配りをしていますか、ありますか。もらっちはいるんで、ただ、きょう忘れてしまったという方がもしあれば。

〔発言する人あり〕

○吉成委員長 それぞれ会派のほうで持ち帰っていただいて、協議をしていただいて、本日の会議に臨んでいただいていると思いますので、ちょっと確認をしながら進めてまいりたいと思います。

経緯については、ここにあるように、(2)のほうですけれども、31年度の当初予算、議会に係る議会予算検討部会の意見として、広報広聴、これは一つになるということが合理的であるというご意見が出ておりました。予算のスクラップ・アンド・ビルドを積極的に行うべきと。

現状はどうなっているかという、議会だより編集委員会、それから議会報告委員会、6人、10人ということで、そのうちの5人が兼務をしているような形となっております。

3の課題のほうなんです、ここで課題の一番のポイントは、広報や広聴に関連する事項の研究、検討がしにくい状況にある、これは事実だと思うんですね。それからかぶっている部分もたくさんありますので、それを合理的に考えれば、一つの委員会でいいでしょうということが言えるんじゃないでしょうか。

じゃ、すみません、メリット、デメリットのほう、裏面をごらんください。

それぞれのメリット、デメリットということで、このように前回お示しをさせていただいております。

メリット、委員会活動については、だより、報告会以外の広報広聴に包含的に取り組むことが可能になる。親和性が高い。広報と広聴機能の統合により、広聴広報に係る取り組みが発展しやすい。

委員ですね、人数ということになりますが、広報と広聴に係る委員長が1人になるため、広聴広報に係る取り組みが展開しやすい。総体的に少ない人数で広域的に役割を担うことができる。

予算ということで、総人数が減少すれば、行政視察旅費が減少すると。

もちろんデメリットということでも、2点ほど掲げられているわけですが、きょう皆さんとこれから協議をしていきたいのは、この5の部分です。今後検討すべき事項ということで、統合後の委員会のあり方等について、これについて(1)から(8)までこれから協議を進めてまいりたいと思います。

ここで、約1時間たつんですね。じゃ、ここで10分間休憩を入れさせていただいて、この時計で35分からスタートさせていただきます。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○吉成委員長 それでは、休憩の前に引き続きまして会議を再開させていただきます。

それでは、今後検討すべき事項の(1)から(8)について順次進めてまいりたいと思います。

ここの(1)課題の解決手法並びに(2)統合の実施、これについてはもう皆さんご理解いただいているとおりですので、ここは省略させていただいて、実際には(3)から(8)のほうに移ってまいりたいと思いますが、よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、(3)統合後の組織、委員会の所管範囲ということになるわけですが、実際にこれまで議会だより編集委員会、当然編集委員会は編集委員会の規程がありました。それから、議会報告会議に関しても実施要綱が当然あったわけですね。ただ、それらについてはどちらかという、当然だよりについては記載事項、こういったものを記載しますよ。それから、議会報告会の実施要綱については、報告内容はこれこれこうですよというのが重立ったものだったわけですね。

今回このだよりと報告委員会を一緒にする一番のポイントというのは、広報広聴の機能の強化ということになってくるんだらうと、そう思います。

そういうことを考えますと、やはりこの2点をどう所管の範囲として明確にしていくか、決めていくかということが大切だと思うんですね。当然、現在ある議会報告委員会と、それから議会だより編集委員会、そちらの委員長とも少し協議をさせていただきました。現在、そのトップをやっているわけですから、さまざまな思いが当然あるんだ

らうということで、委員長のお話も聞かせていただきました。その中で、特にこの所管の範囲ということで、ぜひ今後は少しくこういう部分を広げてほしいというお話がありましたので、そこだけちょっと皆さんに説明をさせていただきたいなと思います。

その中で出てきたのは、やはりある程度所管の権限を持たせてほしいということで、例えば議員による出前講座なんかの開催をするというような部分であったり、それから、よく今新聞でも報道されていますけれども、子ども議会であったり、婦人議会であったり、若者議会であったり、さまざまあるわけですね。これらも広報広聴に大きくかわる一つの事例であると思うんですが、そういったことを開催するというような所管の中に入れてほしいというような話がありました。

その場合に、じゃ、具体的にこういうことができますよ、ああいうことができますよというふうにはもちろんならないんだと思うんですね。表現とした場合に、広聴広報委員会の所管の範囲ということで、そこで①から⑤までとか、そういう形として表現していくと思うんですが、それができるような項目として、表現はぜひしてほしいというようなお話がありましたので、これらについても委員長、副委員長、そして事務局と協議をさせていただいて、今後皆さんに当然案をつくってお示しをしなくちゃいけませんので、その中でお示しをさせていただくということで、この(3)についてもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形をとらせていただきます。

次、(4)の統合後の組織、委員会の形態ということであります。

実際には5月の臨時会、5月15日を予定してい

るわけですが、その際にこの組織、委員会を設置をするということに当然なってくるわけですね。これは本当に手法的なことではありますが、じゃ、今後これまでのように広聴広報委員会という形で作りましょうといった場合には、ちょっと時間的に厳しいのかなという気もするんですね。それらについて詳しい説明を係長のほうからお願いしたいと思います。

係長。

○**関根議事調査係長** 前回の議運でも少しお話しさせていただきましたとおりに、委員会の定め方としては大きく3つほどあるかと思います。常任委員会化する、特別委員会とする、今の議会だより、報告委員会のおり166条の委員会とするというふうな大きな流れの中で、これも前回の話の中で出ていましたんで、そのまま申し上げちゃいますと、技術的な話として、条例、それから規則等の変更が最小限で済むという意味でいけば、特別委員会だというふうなことでございます。その他の委員会とする場合、関連例規の改正が必要になりますので、スケジュール的にちょっと厳しいかなというふうなところがございます。

その上で特別委員会として出発させて、2年後の中でまた改めて検討していただく、そんなお話が前回あったかと思えます。

簡単ですが、説明は以上です。

○**吉成委員長** 方法論で大変恐縮なんですけど、現実的には統合すること自体はもう決定しているわけですから、そういった中で、機能自体は何ら特別委員会であろうが、普通の委員会であろうが変わりはないわけですね。ただ、改正をしなくちゃいけないという、そういう手続等のことを考えると、やはり特別委員会で設置をすることが一番しやすいということですね。今後、我々の任期はあと2年ですから、2年後に関しては通常の委員会にす

る、常任委員会になるかも、それはわかりませんが。ということで、とりあえずは、最もつくりやすい特別委員会という形で、この(4)についてはつくりたいと思うんですが、それでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○**吉成委員長** じゃ、そのような形をとらせていただきます。

続きまして、(5)の名称ですが、これまでも何度も出てきていますように、そうすると、広聴広報特別委員会という名称がふさわしいのかなと思いますが、この点もよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○**吉成委員長** じゃ、そのような名称にさせていただきます。

続きまして、今度は体制ということですね、(6)になりますが、体制ということで、分科会方式、ここでは分科会制などと、こういうふうには括弧に入れて入れているわけですが、これも7の人数によってということにも少しかわってくると思うんですが、これまで2つの委員会だったものを1つにするわけですから、それらも含めて皆さんからちょっとご意見をいただきたいなと思えます。

(6)と(7)あわせてという形でご意見をいただいたほうがわかりやすいかなと思いますが、いかがですか。

山本副議長。

○**山本副議長** 分科会制は反対です。

理由なんですけれども、1つの委員会にして、広聴と広報を総括的にやっていくと、先ほどのように新しいモニター制度をやるとか、何でしたか、子どもの議会などをやるに当たって、分科会にしてしまったら、結局人数ふやして今までと同じような形になってしまうので、それでは意味がないので、全てを一つ、広聴広報特別委員会でやると

いうことで。

人数については、もう1点いいですか。

○吉成委員長 人数、どうぞ。

○山本副議長 人数については、非常に悩ましいところではあるんですが、会派サン・ラグではなく、どういう人数にすればいいのかよくわからないんですが、一番いいのは8人ぐらいだと思います。

どこから選ぶというのは難しいのでちょっと何とも言えないんですけども。やる気のある人がやれば、6人とか8人でいいと思うんですが、何ともそうは言えないので、やっぱり8人かなという、常任委員会と同じくらいに。

○吉成委員長 そのほかいかがですか。

森本委員。

○森本委員 私はこの委員会の両方に属しているんですけども、まず体制として、特に報告会を開こうという場合になってくると、まず各常任委員会のメンバーが入っている必要があるのかなというのは感じているところではあります。それぞれの質問に対して対応するためには、それぞれの常任委員会の人がいないと、その委員会の人がいないから答えられませんよということではなくて、その常任委員会の人がいることによって、対応は少しでもよくなるのかなというふうに思うので。各常任委員会のメンバーはいたほうがいいのか。

それで、だよりのほうの編集という部分になってきた場合には、それなりの人数が必要になってくるとは思います。というのは、やはり分担してそれぞれの委員会、例えば常任委員会の議論したことをまとめたりとか、あとインタビューの文字起こしをしたりとか、いわゆる事務的な作業というものは大変多い委員会なので、それを分担してやるためにはそれなりの人数が要ということで、別々にするか、例えば分科会制度にするか、一緒にするかは別としても、お互いに、もちろん副議

長がおっしゃるとおりに一緒に何ていうのかな、連携した作業、連携した委員会運営をしていく必要があると思うんですけども、そのときに人数が足りないということにならないようにするためにどういう体制にしていくかということが特に必要だと思うんです。

もし分科会にするのであれば、例えば片方、そうすると人数が多分減ると思うんですね、片方、一つ一つの。例えばこれ16人ということにならないと思うので、足して同じ人数にはならない、単純に足した場合ね。そういう人数にならないと思うんで、要は例えば8人とか9人とか、そういう人数になった場合に、それを半分にした場合に、人数が足りないよという場合であったら、お互いに連携して誰かが助け合えるような。この人は、じゃ、今回この編集のときには手伝うということができれば分科会という方式もありかなと思うし。それがちょっとやっぱり混乱するよというのであれば、一つの委員会という形で、分科会的にしないで、両方に対しての作業ができる、実務的に困らない体制というのをつくってもらいたいのかなというふうには思っています。

○吉成委員長 大野委員。

○大野委員 体制的には分科会方式はとらないで一本化して、人数的には8人ぐらいが妥当で、選出方法は常任委員会から選出すればいいんじゃないかなというふうに思います。

○吉成委員長 そのほかございますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 私も分科会じゃなくて一本化したほうがいいのかという、そういう場合は人数が足りないという問題は解消できると思います、分担する必要がないので。ですから、適正な人数というのはどういうふうにするか、今までの作業量というか、それから踏まえていけば。やっぱり幅広くという

ことは、偏りのないように、もちろん修正サン・ラグ、多分余り意味がないような気がするんで。そうすると最大会派の強みがなくなっちゃうんじゃないかということがあるんですけども、それは抜いておいて。そうすると、今意見が出ているように常任委員会からは必ず入ったほうがいいと思います。

○吉成委員長 そのほかございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、(6)の体制については、大方一本化、一本化というよりは、分科会であったり、1班、2班だったり、そういった体制にはしないと。普通の委員会で行っていくということでよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 次に、人数と選出方法というところで、8人、9人という今お話がありました。それから、常任委員会からというお話も出てまいりました。

この辺、ほかにご意見ございますか。

現在、常任委員会は3つあって、常任委員会から出しましょうということであると、確かに1つの常任委員会の人数は少ないですけども、かといってそこだけ減らすというわけにもいかないですよ。そう考えると、8、9となると、1つの常任委員会3人出すとなると9名というような人数が一番出しやすいのかなど。妥当かどうかは別、出しやすいのかなど。そう思いますが、いかがですか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員 9人だとやっぱり、委員長の言うとおり、今までも議会だより編集委員会については6人なんですけれども、それはもうそこに分科会というのが特化されていたんで、その出し方とし

ては各常任委員会から2人ということであったんで、そういう形からいけば、議会報告委員会が今度合体しても、そういう方向が全てが網羅できていくんで、それがベターかと思います。

○吉成委員長 それでは、人数については9人、選出方法については各常任委員会から3名ずつということで決定してよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような運びとさせていただきます。

これらについて、先ほどもちょっとお話をしましたように、(3)とかについては改めて皆さんにお示しをしなければいけませんので、次回には極力お示しをさせていただきたいと思います。

人事に関しては、会派代表者会議の会議の中の規定にも人事という部分が入っていますので、これらについては2月14日で見ているんですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 2月14日の会派代表者会議に報告をさせて……

〔「午後3時から」と言う人あり〕

○吉成委員長 午後3時から。それをまたお示しをするというような流れになりますので、その点もよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの件について、皆さんからほかにごありますか。

事務局のほうから、今の点で何か抜けていることがあったらご指摘いただければと思うんですけども、よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、(3)を終了させていただきます。

それでは、(4)の新たな特別委員会の設置について。

これも既に前回の議運のときにお示しをしてお

ります。もし資料がこれについてもない方がいらっしやったら。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 前回お示しをさせていただいた資料をちょっとごらんになっていただくと、背景については、今回の議会基本条例の検証を行った中で、今後取り組むべき事項、これらについてかなりのボリュームがあったわけですね。当然全てを議会運営委員会の中で協議をするにすれば、余りにもボリュームがあると。それから、そうなった場合にはなかなかスピードも高まっていけませんので、一部事項に関しましては、特定事件として新たな特別委員会の設置をするということで皆さんの了解も得ておりますので、そんな形で進めさせていただくということで本日になっていきますので、2の設置の目的、これについては今話したとおりで、じゃ、実際に特定事件を何にするか。前回は案として、通年議会、それから政策形成サイクル、この2つを上げさせていただいていますが、これらについて何か皆さんからご意見ございますか。

どちらも本当に、実際にこの議論をしていくようになったら、相当時間は要すると思います。

よろしいですか、この2つのテーマで。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 これはですね、本当、皆さんと確認をしておきたいと思うんですが、通年議会、特にこの通年議会に関しましては、以前2年間議論をした中で、最終的には論議がそのときには至りませんでした。今回に関しましては、通年議会という名称になるかどうかまでは定かではありませんが、もう導入をするという大前提でこの協議を進めていっていただくということで申し合わせをしておきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そのような形をとらせていただきます。

では、続きまして、特別委員会の名称、構成について。

まず、(1)名称について、案がありましたらお願いいたします。

副委員長。

○相馬副委員長 2年前にありました議会活性化、検討を入れるか入れないかというのはちょっとよくわからないんですが、議会活性化特別委員会がいいのではないかと思います。

○吉成委員長 議会活性化特別委員会ね、検討を抜いてね。

そのほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、ほかにないようでしたら、今、副委員長のほうから提案がありました議会活性化特別委員会という名称でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そのようなことにさせていただきます。

続きまして、(2)、(3)になりますが、これについてはまた両方とも関連があるわけですね。これについて、皆さんからご意見をいただきたいと思えます。

前回の、前回までのという表現が正しいですね。前回までの2期8年間にわたって行われてきた議会活性化検討特別委員会に関しましては、これは会派からということなんで、修正サン・ラグでメンバーを選んできた。そこに議長、副議長も入っていただいたということでの構成ですね。

今回に関しては、人数、それから構成メンバーの選出方法については、それぞれ会派のほうでも多少の協議はしていただいたんだと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 参考にこれ破線で囲ってあるというので、これは前回ということですよ。そこで、何ら問題がなければこれでいいと思うんですけども。

○吉成委員長 どうぞ。

○山本副議長 私、この活性化検討特別委員会をやってきたことからいうと、このときは物すごくやるのがたくさんありました。ですけれども、今回は通年議会は導入を前提にやる。それから、政策形成サイクルについては、今回1回やって、それをやっていくということであると、大勢の中で何かをもんでいくというよりも、少数精鋭で物事を引っ張っていくというような委員会だということに感じますので、どこから選ぶかはちょっとないんですけども、人数はそれこそ6人ぐらいでいいと思います。そのほうが物が進んでいくのではないかなというふうに。11人というのはとても多くて、なかなか意見のまとまりが大変だっただとっています。

○吉成委員長 ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 確かに意見のまとまりやすいということでは、今、副議長がおっしゃったほうがいいかと思うんですが、だったら、もっとまとめて、もっと減っちゃったっていいということになるんですけども。やはり多くの意見があると思うんですよ。その中で集約するという、いいものをつくるものについては、やはり少数精鋭というのは、そのときの本当に、人選が本当にそのときは難しくなると思うんですよ。誰が適しているんだかというふうな、そこまでいっちゃうと思うんで、その辺については11人が適正かどうかということはあるんですけども、少数精鋭ということに對しましては賛成しかねます。

○吉成委員長 大野委員。

○大野委員 人数からすると、先に言うと、6人プラス議長さんと副議長さんの8人で、各会派から選出すればいいんじゃないかなというふうに思います。

○吉成委員長 修正サン・ラグでいいんじゃないかということですね。

佐藤委員。

○佐藤委員 私も大野委員の意見に賛同します。それで、最終的な人数は、9では多いかなということ。それは、どれが適正かというのは皆さんでまた協議すればいいかと思います。

○吉成委員長 そのほかいかがですか。

鈴木委員。

○鈴木委員 同じことになりませんが、とりあえず会派制がある部分については、必ず最低1人は参加できると。そうすると、バランスでいうと、ちょっと減るかもしれませんが、人数は減らして、とりあえず会派から1人参加できるような形でいいかなと思うんだよね。

○吉成委員長 これは、6人で修正サン・ラグをもし入れた場合にどうなりますか。今のままでもし計算すると。

○齋藤委員 修正サン・ラグでいくと、多分6人とかそうには切れないと思うんですよ。

○吉成委員長 いや、切れるんです。

○鈴木委員 あと1ついいですか。

1人で会派という形をとっている方のところがあると思うんですけども、そこは誰も入らないということについてはちょっとどうなのかなというのが。いいんですけども、一応確認はとっていただいたほうがいいかなと思います。

〔「出たのがあったね」「1人会派の代表……」「それをするのであればいいかなというふうに」「ただ、だって、1

人会派の人は、みんな考えが違うんだから」と言う人あり]

○吉成委員長 その話になるとまたちょっと議論が変わっちゃうんで、ここはいいとは思いますが。修正サン・ラグの手法は、会派制を敷いているから、これを利用するというのが大前提ですので、修正サン・ラグでやってくださいという話であれば、そこはもうそのとおりにやるしかないと思います。

どうぞ。

○山本副議長 正副が入るという話なんですけど、現実それは要らないと思うんですね。自分でやっていて思うんですけども、あと、今度特別委員会が広聴広報ができるということで、会議が非常に時間がとれなくなってくるという現実があって、最終的には何か決まることというのは議長のところに来るといえることがあるので、これは修正サン・ラグでいいと思うんですね。6人なら6人ということでやったほうがいいと。ごめんなさい、さっきの精鋭とかというのはなくしても。それで決めていったほうが、会議が持ちやすい。本当に今大変なので。最終的には議長のところへ来て決めるわけなので、と思います。だから、ストレートに修正サン・ラグで6人なら6人でいいと思いますけれども。

○吉成委員長 そういう意見もございます。

○鈴木委員 すみません、今の話は、ちょっと確認なんですけれども、委員長、副委員長というのは出席できるということになっていて……

〔「正副議長」と言う人あり〕

○鈴木委員 は出席できることであって、会議の成立要件ではないんですよ。

○山本副議長 でも、委員に入れるということは要らないんじゃないのかな。

○吉成委員長 これまでは委員として入っていたと。

○山本副議長 それは要らないと。必要なら出てくればいい。

○吉成委員長 いかがですか。

これ簡単に数字というのは出ますか。

〔「出ます。何で割るんでしたか」「どうい、6人にしたらどういう結果が出るのかを……」「3・2・1だよ」と言う人あり〕

○吉成委員長 ちょっと確認をとりますので、暫時休憩で、ちょっと休憩しながらお話をね。

休憩 午後 3時 3分

再開 午後 3時15分

○吉成委員長 それでは、休憩前に引き続いて会議を再開させていただきます。

それでは、確認をしていきたいと思います。

まず、人数については、6人、8人、意見ございましたが、8人ということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 その8人の根拠というのは修正サン・ラグ方式をもとにしたという前提によろしいんですか。まず先に人数を決めるということなんですか。

○吉成委員長 この順序でいっているだけですから。8名の修正サン・ラグ方式で決めるということによろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形で決めさせていただきます。

それでは、確認いたしますね。

特別委員会の名称については議会活性化特別委員会。人数については8名、構成メンバーの選出

方法については会派から修正サン・ラグ方式で選出を行うということで決定をいたしました。

(4)については以上とさせていただきたいと思えます。

何か確認点ございますか、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 副委員長。

○相馬副委員長 この政策形成サイクルについてなんですが、議会基本条例上、政策提言、政策立案は会派、それから議会、会派、委員会、そして議員と4つの方法になっているかと思うんですが、それを当然全部、全てこの政策形成サイクルの中にはめ込んで検討していくということになるんで、会派は会派で全然別ですよということではないという理解でいいのかどうか。

○吉成委員長 それについても、本来特別委員会の中で議論するというのが基本なんでしょうけれども、ただ、これが今回一つの特典事件になった理由として、当然ですけれども、議会基本条例の検証から生まれてきたと。議会基本条例の検証の中には、今、副委員長が言ったとおりで、当然、議員、会派、議会、委員会、4つが入っているわけですね。ということは、当然網羅をされたであろうと思えます。

そのほかにもございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、(5)のその他に移りたいと思いますが、これ以外のことで皆さんから何かございましたら。ございませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

たいと思いますが、その他でございますか。

じゃ、これは確認として、次回は2月8日、時間が8時45分からとなります。10時からが全協ということになりますので、10時まではちょっとできませんので、最大で1時間程度の会議ということでお願いしたいと思います。

事務局のほうから何かございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 もう1点、すみません。

タブレットの使用に関する質問は、2月8日締め切りとなっておりますので、それもあわせてお願いしたいと思います。

じゃ、その他、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◎閉会の宣告

○吉成委員長 それでは、長時間にわたって皆さんにご協議をいただいて、思った以上にさまざまなことをきょう決めさせていただきました。本来はちょっとね、持ち帰りというようなご意見も出るかなと思ったのですが、責任を持って皆さんお決めいただきましたので、大変にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時20分

◎その他

○吉成委員長 それでは、大きな4のその他に移り